

議案第14号

工事請負契約（町道日下部見槻線トンネル工事（交付金代行））の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年9月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 工 事 名 町道日下部見槻線トンネル工事（交付金代行）
- 2 工 事 場 所 八頭郡八頭町日下部から八頭郡八頭町見槻まで
- 3 契約の相手方 町道日下部見槻線トンネル工事（交付金代行）大豊・こおげ特定
建設工事共同企業体

代表者 鳥取市松並町二丁目160番地

大豊建設株式会社鳥取営業所

所長 寺 戸 種 良

八頭郡八頭町宮谷200番地2

こおげ建設株式会社

代表取締役社長 山 根 敏 樹
- 4 契 約 金 額 827,400,000円
- 5 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額する

ものとする。

6 工事完成期限 平成20年6月30日

7 契約締結の方法 指名競争入札